

平成27年度第6回香川地方最低賃金審議会議事録

平成28年3月14日（月）

於：高松サンポート合同庁舎702

共用会議室

出席者	公益側	東、泉川、柴田、高塚、松浦
	労働者側	十川、福家良、山
	使用者側	田島、中川、濱田、福家正、森川

- 議 題
- (1) 平成28年度特定最賃の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について
 - (2) 平成28年度最低賃金の審議の進め方等について
 - (3) その他

【賃金室長】 ただ今より、第6回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。開催にあたり、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、白石委員、横山委員の2名が欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本審議会が成立していることを御報告いたします。

審議の前に、平成27年12月20日付けで退任されました、本田委員の後任として、平成27年12月21日付けで新たに最低賃金審議会委員に任命されました福家委員を御紹介いたします。福家委員、御挨拶をお願いします。

【福家良委員】 今回から出席させていただきます、連合香川、副事務局長の福家でございます。最低賃金は地方の経済においても、また、そこに生活する労働者にとっても非常に大事なものだと思っておりますし、この審議会も非

常に重要な意味合いを持つものだと思っております。まだまだ勉強不足ですが、皆様からの御意見をいただきつつ頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【賃金室長】 それでは松浦会長、議事の進行をお願いいたします。

【松浦会長】 ただ今より、平成27年度第6回、今年度最後の香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

それでは、早速議題に入ります。

本日の議題は、会次第にありますように、

(1)「平成28年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について」

(2)「平成28年度最低賃金の審議の進め方等について」

(3)「その他」

となっております。

まず、議題(1)の「平成28年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について」です。

このことについて、労使各側より新設、廃止及び改正の申出の意向をお伺いしたいと思っておりますが、まず、資料について事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】 それでは御説明いたします。

特定最低賃金につきましては、次年度において新設、廃止及び改正の申出を行う業種について、この時期に、その意向の有無を審議会において確認することとしております。

そして、現在、香川県において設定しております4業種の特定最賃のすべてにつきまして、労働者側から文書により改正申出の意向表明がなされております。

資料の1として、文書の写しを配付しておりますが、4業種とも金額のみの改正申出の意向ということでございます。

また、御参考までに、資料の2に香川県の特定最低賃金の推移を配布しております。

よろしく申し上げます。

【松浦会長】 労働者側は、来年度の特定最低賃金に関して、金額の改正申出の意向ありとのことですが、補足して何か御意見等ございましたら申し上げます。

【労働者側委員】 毎年、この意向表明に際し申し上げておりますとおり、特定最賃につきましても、労働条件の向上と事業の公正競争をより高いレベルで確保することを目的に、職種毎の企業で横断的な最低賃金を決定して行くという役割を果たしております。

今回も、提出させていただいております4業種につきましても、組織労働者と未組織労働者との格差が大きくあるということと、同じ業種内での公正競争という位置づけにおいても改正が必要であるということで、来年度につきましても4業種全てで意向表明をさせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【松浦会長】 次に、使用者側の意向をお伺いします。

特定最低賃金について、新設、廃止及び改正についての申出の予定はございませんか。

【使用者側委員】 特にございません。

【松浦会長】 現行の4つの特定最低賃金について、平成28年度は、労働者側より金額のみの改正の申出予定がある旨確認いたしました。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【松浦会長】 それでは、次年度の特定最低賃金の審議に向けまして、今後、関係労使当事者間で話し合うなど、意思疎通を図っていただくようお願いいたします。

御承知のとおり、特定最低賃金は労使のイニシアティブにより設定されるものであり、労使が歩み寄り、双方納得の上

で決定されることが求められているということでございますので、次年度における円滑な審議のため、この点について、公益代表として、改めてお願いしておきたいと思っております。

それでは、事務局の方から、次年度の特定最低賃金の申出に係る留意点について、説明をお願いします。

【賃金室長】 はい、「平成28年度特定最低賃金の改正に関する申出の意向」の確認がございましたので、「特定最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数」を示したものをお配りいたします。

（「特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数」配付）

改正の申出要件の中に「基幹的労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出」という基準がございますが、この基準には、原則この数字を使用することといたしております。

この表につきましては、最新の経済センサス数値（平成26年2月公表の平成24年経済センサス－活動調査：平成24年2月1日現在のデータ）を基礎とし、平成24年2月より平成27年11月までの時間経過による数値変動を補正しております。

適用除外労働者数については、上記要領にて補正した「労働者数」に平成27年6月に実施した最低賃金基礎調査の結果より算出した除外率（適用除外労働者数÷労働者数）を乗じて算出しております。

また、特定最低賃金の改正に関する申出書の提出時期ですが、例年、7月初旬を目途に御提出いただいておりますので、よろしく願いいたします。もし、遅れる場合は電話等での御連絡をよろしく願いいたします。

【松浦会長】 ただ今の御説明で何か御質問等はございますか。

【福家正委員】 4業種の適用事業場数、適用労働者数は毎年関心のあるところで、特に冷食につきましても、人数が将来的にどうなのかと話題になるところです。この数字の最近の傾向はどうなのか、分かる範囲で御説明をお願いします。

【賃金室長】 資料の6ページに「特定最賃対象業種の状況」をお付けしております。

適用事業場の推移、基幹労働者数の推移、申出者が代表する基幹労働者の推移とありまして、冷食については、500人を基準に上下しているという傾向が続いています。事業場数について原因はよく分かりませんが、25年度24件、26年度52件、27年度47件という推移をしております。

基本的には、増減なしという状況で3分の1の微妙な線で推移しております。

【福家正委員】 よく分かりました。ありがとうございました。

【松浦会長】 続きまして、議題(2)の「平成28年度最低賃金の審議の進め方等について」の審議に入ります。

事務局から説明してください。

【賃金室長】 それでは御説明いたします。

毎年、その年度の審議を振り返り、申し送るべき事項を取りまとめまして、「審議の進め方等」の案として、次年度審議会へ申し送りをしていただいております。

資料の3としてお付けしております「平成28年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」を御覧下さい。

本年度の「審議の進め方」に1の(3)の「特段の事情のない限り」を削除し、「又は実地視察」を追加しました。また、参考人に関する4行目と5行目は削除し、実情把握の方法を

広げるために修正いたしました。昨年度、意見聴取をするために実地視察を行うという項目はありませんでしたが、実地視察の要望も多くありましたので、次年度はこの項目を追加しました。他の部分は本年と同様の内容であり、年度のみを修正したものとなっております。

なお、本年度の審議では、地域別最低賃金については、「審議の進め方」どおり10月1日発効となりましたが、特定最低賃金の改正について、「冷凍調理食品製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、3回以内の審議で、効力発生日が12月15日になりました。「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、少し労使の合意に時間を要したこともあり、審議が4回となったため、効力発生日が目標日より1日遅れた12月16日となりました。

次年度の審議に当たりましても、中賃での目安審議の時期等につき不透明な状況ではございますが、現時点では従前の内容によりまして審議をお願いいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

念のため読み上げて説明にかえさせていただきます。

（平成28年度最低賃金の審議の進め方等について（案）朗読）

また、運営上のことではございますが、資料4を見ていただきますと、特定最賃に係る専門部会である冷食、機械、船舶、電気につきましては、昨年の第1回目の部会が4つの専門部会の合同会議で、9月30日の15時から開催させていただきました。この合同会議では部会長等の選出などの手続き、参考資料の説明のみで、具体的な最低賃金額の審議は行っておりません。事務局としては最低賃金額の審議に出

来るだけ時間を確保すべきと考えていますので、特定最低賃金の合同専門部会としては開催せずに、日程調整が出来た部会から順次開催し、第1回目の専門部会から最低賃金の金額審議を行いたいと考えています。

以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の説明について、何か御意見、御質問があればお願いします。

(「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、ただ今、御審議いただきました内容をもって成案とし、次年度の審議会へ申し送ることにいたします。

なお、「審議にあたり業界の実情把握の必要がある場合には、実地視察を行うこととする。」とありますが事務局でなにか考えているのでしょうか。

【賃金室長】 昨年は、特定最賃「冷凍調理食品製造業」の実地視察を行いましたので、来年度は特定最賃の機械・船舶など候補として考えております。

具体的な候補については、日程調整も含め、4月に入ってから御案内したいと考えております。

【松浦会長】 事務局の案について各委員、意見があればお願いします。

【福家正委員】 使用者側としては、今の御提案で結構です。

【松浦会長】 労働者側はいかがですか。

【十川委員】 結構です。

【松浦会長】 それでは、そのあたり調整していただいて、よろしく願いいたしますとともに、次年度の審議会へ申し送ることとします。

それでは、次に、議題(3)のその他に移ります。

事務局で、何かありますか。

【賃金室長】 資料の4としまして本年度に開催いたしました本審、運営小委員会、各専門部会の開催状況を取りまとめた表をお付けしております。

次年度におきましても、同様の流れで審議をお願いすることになります。

ただし、先程、実地視察を行うこととなりましたので、視察の実施時期は9月上旬、具体的には10日頃までにと考えておりますので、皆様のスケジュール調整もよろしくお願いいたします。同時に本審の開催日が1回9月に追加されます。

また、先程、御説明したとおり、特定最賃は合同部会を開催せずに、個別に審議を進めることとなりますので、表の特定最低賃金専門部会はそれぞれ1回繰り上がります。

【松浦会長】 ただいま事務局から平成28年度の審議予定の御説明がございましたが、今年度と違う点で言うと、合同専門部会は開催せず、香川県最低賃金に関する事業場視察を9月上旬に行い、同時に本審も開催するとのことですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【松浦会長】 その他に何かありますか。

【賃金室長】 今年度の審議に於いて最低賃金の引上げにあたっては、その影響が大きい中小企業・小規模事業者への支援が必要との御意見をいただいておりますので支援事業について御紹介させていただきます。資料5を御覧ください。

事業としては2つございまして、「業務改善助成金事業」と「専門家派遣・相談等支援事業」になります。業務改善助成金は「全国40道県で、事業場内の最低賃金（事業場内

で最も低い時間給。800円未満に限る。)を40円以上(本年4月からは60円に引上げ予定)引き上げるとともに、労働能率増進のための設備・器具を導入し業務改善を図ろうとする中小企業・小規模事業者に対し、その経費の一部を助成する(上限100万円、助成率1/2(労働者数30人以下の事業場は3/4))」です。

専門家派遣・相談等支援事業は「全国47都道府県に「最低賃金総合相談センター」を設置し、中小企業・小規模事業者に対して、賃金引上げのための経営・労務管理などに関する相談を電話やメールで受け付け、専門家による具体的なアドバイスを行うとともに、状況に応じて専門家派遣等の支援を実施する。」ということです。

【松浦会長】 ただ今の事務局の説明に対して、何か御質問等はございませんか。

【山委員】 この審議会の場での話ではないかもしれませんが、業務改善助成金で4月から賃上げ条件が40円以上から60円以上になるということですが、仮に160時間以上働いている方に対して適用すると、1万円くらいになります。本当はこういう施策を労使共求めたのは、もっと使い勝手よくして欲しいと言ったつもりです。こういう所に予算をとって頂いて、もっと使えるようにしていただきたいと思います。

【福家良委員】 私も同じ意見です。企業としてハードルが高くなるということは、使いづらいことになってくると思います。ハードルが低いと、助成金を活用する企業も出てくると思いますが、賃上げ条件を40円以上から60円以上にして、はたして効果がどうなのかなと疑問視しています。

【賃金室長】 委員の皆様の御意見は全国会議の場で本省

に伝えたいと思いますが、今のところ概要の話しかなく、具体的な資料がありませんので、その理由がまだよく分かりません。

【藤永局長】 恐らくは、の話ですが、安倍首相が提唱している最低賃金1,000円への道筋を早く付けるためには、これ位のペースで取り組んでもらわなければならないという主旨で、財務省の査定時の議論でそうなったのではないかと推測しています。

【山委員】 UAゼンセンはスーパーの短時間労働者が多く、10月から週20時間以上の方、年収106万に対して社会保険が適用されることが決定しています。働いている方は手取りを下げたくないの、短時間にしようという動きがあります。103万、130万の問題もあり本当に大変で困っています。女性が多いですが、扶養者控除の問題を解決しないと、皆さん、働かず、有給を取らずに欠勤しています。

全体の制度を見てやっていただかないと、働く方も雇う方も困っています。

【藤永局長】 これも恐らく、の話ですが、一億総活躍社会のプランを5月までにとりまとめるということですので、その中で、社会保険の問題とか103万、130万の壁の話とかが、セットで議論されていて、整合性のとれたプランができるのではないかと考えています。

そういう御意見は、新年度になりましたら、全国会議の席で本省に伝えたいと思います。

【賃金室長】 先程、詳しくは申し上げませんでしたでしたが、専門家派遣・相談等支援事業は、来期、専門家派遣日を現行の月6日から15日、相談窓口開設日は月4日から25日と相談体制の強化を図っております。中小・零細企業の

相談窓口は体制が強化されるということでございます。

【松浦会長】 他に何かございませんでしょうか。

それでは最後に、藤永局長より御挨拶をお願いしたいと思えます。

【藤永局長】 来年度の特定最賃の方針も決まりましたので、あとは要件を具備していただいて、夏の申出をお待ちしております。

最低賃金は、賃上げそのものが政府の大きなテーマになっています。最低賃金について、首相をはじめとして官邸の方からもかなりいろいろな話があるようです。そう言った意味で、各地方、来年度の最低賃金の審議は例年に比べて難しいものになるのかも知れません。

慎重に御審議をいただくことはもちろんですが、諸条件を克服して全会一致となりますようよろしく願いいたします。

年度末のお忙しい時間、ありがとうございました。

【松浦会長】 それでは、以上をもちまして、本年度最後の本審議会を閉会といたします。次年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

――了――